

大島空港格納庫内航空機整備事業者募集要項

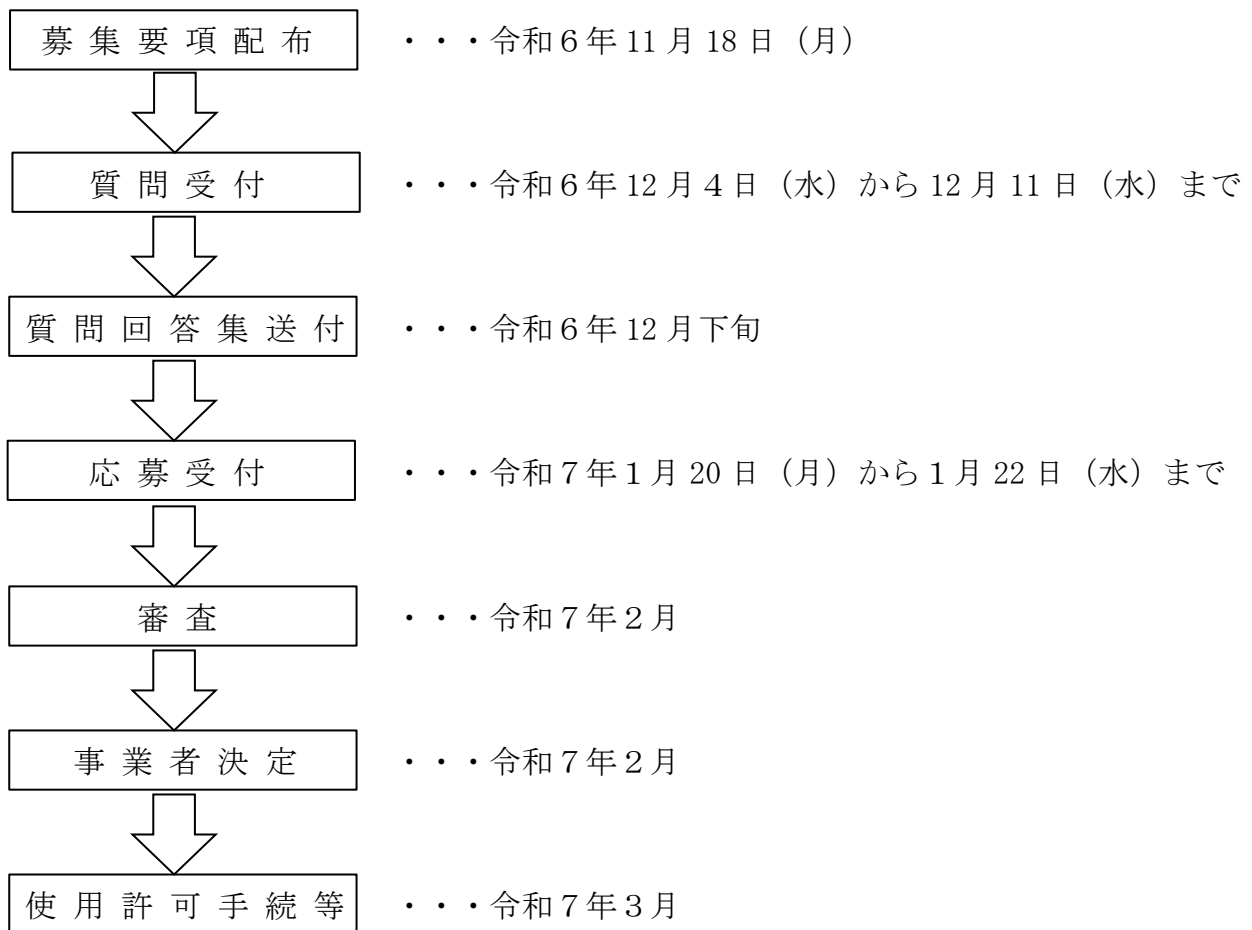
令和6年11月

東京都港湾局離島港湾部

目 次

公募スケジュール	1
第1 公募の目的	2
第2 施設概要	2
第3 応募資格	2
第4 運営条件	3
第5 応募方法	5
第6 選定方法	8
第7 自主事業に関する留意事項	9
第8 その他	9

公募スケジュール



※審査以降の日程は、時期が変更となる場合があります。

第1 公募の目的

本公募は、東京都営空港管理条例（昭和 37 年 3 月 31 日条例第 53 号）に基づく大島空港格納庫の使用許可を受け、同格納庫内にて航空機整備事業を営む者を募集することにより、大島空港の利便性向上による活性化を図るとともに、東京都調布飛行場に常駐している自家用機（以下「調布飛行場自家用機」という。）の移転を推進することを目指しています。

第2 施設概要

使用者を募集する施設概要は下表のとおりです。

- | | |
|---------|--|
| 1 設備名 | 大島空港格納庫（以下「格納庫」という。） |
| 2 設置管理者 | 東京都 |
| 3 所在 | 東京都大島町北の山 270 |
| 4 面積 | 960.4 m ² （格納庫部分：818.71 m ² 、その他部分：141.69 m ² ） |
| 5 平面図 | 別紙 1「大島空港格納庫平面図」のとおり |

第3 応募資格

- 1 航空整備士の資格（飛行機・ピストン発動機関係とタービン発動機関係を含む「二等航空整備士」又は「一等航空整備士」）を有する従業員が在籍し、現に航空機整備事業を営む又はこれに準ずる実績を有する法人又はグループ（以下「法人等」という。）であること。

なお、個人及び任意団体の応募はできません。

- 2 法人等は、以下の条件の全てを満たすものとします（複数の法人がグループを結成して応募する場合は、グループを構成する全ての法人が以下の条件全てを満たしている必要があります。）。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 東京都から指名停止を受けていないこと。
 - (3) 国税及び地方税を完納していること。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による更正又は再生手続を開始していないこと。
 - (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条及び第 180 条の 5 の規定に該当しないこと。
 - (6) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）の別表に掲げる排除措置の対象者のうち 1 号から 6 号に該当しないこと。

※ 別表内の「暴力団等」：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員その他計画的又は常習的に暴力、脅迫及びこれらに類する手段を用いて不法行為や要求を行う集団又は個人をいう（東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第 2 条第 1 号）。

- (7) 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある団体に属さないこと。
- 3 複数の法人がグループを結成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、第 5 応募方法の応募書類に掲げる「グループ結成協定書又はこれに相当する書類」において、あらかじめ定めた代表者が応募手続を行うこととします（他の法人は、当該グループの構成員として扱います。）。
- 4 単独で応募した法人は、他のグループ応募の構成員となることはできません。
また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

第4 運営条件

1 実施事業

本公募に基づき選定された事業者が、格納庫を使用して行う事業は、以下の事業を含むものとします。
なお、事業の全部又は主要な部分を、第三者に対して委託し、又は請け負わせることはできません。

(1) 航空機の整備

航空法施行規則第5条の6に規定する整備のうち、「軽微な保守」、「一般的保守」、「軽微な修理」及び「小修理」に該当する作業

(2) 航空機のけん引

格納庫を出入りする航空機のけん引作業

(3) その他

第7に定める「自主事業」に該当する事業

※自主事業は任意としますが、実施に当たっては、あらかじめ都との協議が必要です。

2 使用許可期間

令和7年4月1日（予定）から令和8年3月31日まで（東京都営空港条例第11条の2に基づく使用許可）

(1) 使用許可の期間は最長1年とし、年度ごとに更新手続を行います。ただし、本公募に基づき選定された事業者への使用許可期間は、令和12年3月31日までを限度とし、令和12年4月1日以降の使用については、再度公募を実施するものとします。

(2) 年度の途中で使用を許可する場合の許可期間は、使用を開始する日から上記(1)の許可期間を超えない範囲の年度末までとします。

(3) 都は、公募により選定された事業者と、事業実施に当たり「大島空港格納庫内航空機整備事業に関する協定書」（以下「事業協定」という。）を締結するものとします（別紙2参照）。

3 使用面積及び使用料

(1) 格納庫部分

ア 使用面積 204.68 m²（別紙1「大島空港格納庫平面図」参照）

※格納庫全体面積の1/4を使用許可の範囲とします。

イ 使用料 月額123,700円（消費税及び地方消費税を含む。）

※使用期間に一月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとします。

(2) その他部分（事務室、トイレ等）

使用料 1 m²当たり月額604円（消費税及び地方消費税を含む。）を予定

※詳細は選定後に事業者と別途調整することとします。

※使用期間に一月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとします。

※その他部分の使用料は、令和7年4月1日までに東京都営空港条例を改正の上、設定する予定です。

4 営業日及び営業時間

(1) 営業日

都との協議により休業日を設定することが可能です。

(2) 営業時間

原則として、大島空港の運用時間内は営業を行うものとします。

なお、都との協議により営業終了時間を延長することは可能です。

(参考) 大島空港の運用時間

① 3月1日から9月30日まで

午前8時30分から午後5時30分まで

②①を除く期間

午前8時30分から午後4時30分まで

5 使用許可条件等

事業者は、設備の使用に当たり、東京都営空港条例、東京都営空港条例施行規則（昭和37年4月28日規則第76号）、航空法（昭和27年法律第231号）、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）、及びその他の関係法令等を遵守するとともに、使用許可に際して付す以下の使用許可条件に定める事項を遵守し、設備を適切に使用する責務を負います。

(1) 使用料の支払い等

ア 上記2の使用料について、使用者は都の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに、指定する場所において納付しなければならないものとします。

イ 使用料を納付期限までに納付せず、かつ、期限を指定した督促を受けたときはその納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該使用料の金額（100円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てる。）につき年14.6パーセント（督促状指定する期間までの日数については、年7.3パーセント（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合の0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合で計算した遅延金を支払わなければならないものとします。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。

ウ 既納の使用料は、還付しません。ただし、事業者の責に帰さない事由により使用することができないときは、この限りではありません。

(2) 使用の目的

使用者は、設備を事業協定で定める航空機の整備、航空機のけん引、自主事業の目的により使用しなければならないものとします。また、使用者は、設備の使用については、すべて都の指示に従わなければならないものとします。

(3) 使用上の制限

使用設備について、形状の改変をすることはできません。ただし、あらかじめ都から書面による承認を受けたときは、この限りではありません。

また、使用者は、設備を他の者に転貸し、又は使用の権利を譲渡することはできません。

(4) 経費の負担

設備の使用に当たり発生する光熱水費、清掃費及び消耗品費は、使用者の負担とします。

(5) 使用許可の取消又は変更

設備を、公用若しくは公共用に供するために必要とするとき、又は使用許可条件に違反したときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し又は変更することがあります。

なお、この処分により、使用者に損害が生じても都は補償しません。

(6) 原状回復

使用者は、使用を終了したとき、又は(5)により使用許可を取り消されたときは、直ちに使用者の負担により設備を原状に回復して返還しなければならないものとします。また、この場合、使用者は

一切の補償を請求することができません。

(7) 損害賠償

使用者は、その責に帰する理由により設備の全部若しくは一部を滅失し、又はき損（汚損を含む。）したときは、その損害を賠償しなければならないものとします。また、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため都に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとします。

(8) 有益費等の請求権の放棄

使用者は、設備について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することはできません。

(9) 実地検査等

都において必要があるときは、設備の利用について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができるものとします。

(10) 工事条件

使用者は、この許可期間中、工事を実施する場合は、次の事項を遵守しなければならないものとします。

ア 施工方法、工事工程等については、事前に東京都大島支庁港湾課職員（以下「都職員」という。）及び関係機関と打合せを行い、空港の管理運営の支障とならないよう十分配慮すること。

イ 工事着手の際には、工事着手届及び工事工程表を知事に提出し、都職員の監督を受けることと。

ウ 工事中は、工事箇所に工事の表示を行い、安全管理に万全を期すること。

エ 工事完了後（原状回復を含む）は、都職員の指示に従い、工事完了届を知事に提出し、職員の検査を受けること。

(11) その他、使用上の条件

その他、設備の使用に当たって、都は以下の条件を付すものとします。

ア 都が整備件数等の報告を求める場合があります。

イ 使用者は、整備事業の実施に加えて、格納庫内における航空機のけん引作業を担う責務を負います。詳細は、事業者決定後に都と調整するものとします。

※都が所有するけん引装置を使用することも可能です。この場合、けん引装置の使用は、東京都営空港条例第 11 条の 2 に基づく都の使用許可となります（使用料：1 時間当たり 500 円）。

ウ 航空機整備事業の実施に当たり、他者に生じた損害について都は一切の責任を負いません。

施設損害賠償責任保険への加入等、利用者が被った損害への対応に備えた措置を講じてください。

第 5 応募方法

1 募集要項の配布

募集要項は、下記の公表日以降、東京都港湾局のホームページからダウンロードしてください。窓口及び郵送等での配布は行いません。

【公表日】令和 6 年 11 月 18 日（月）

【ホームページアドレス】

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/rito/tmg-airport/oshima/r7koubo/youkou>

2 応募に関する質問

応募内容に関する質問については、様式 7「質問書」に質問の内容を記入し、以下の期間内に電子メ

ールで送付してください。電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。申込の際のメール件名は、「【質問】大島空港格納庫内航空機整備事業者募集 ○○○○（申請予定団体名）」としてください。

受け付けた質問は回答集を作成し、期間内に質問を行った者全員に対し、12 月中にメールアドレスに返送します。回答集は、この要項と一体のものとして要項と同等の効力を有するものとします。

【質問受付期間】令和6年12月4日（水）から同年12月11日（水）まで

【電子メールアドレス】(S0000527@section.metro.tokyo.jp)

3 現地見学

格納庫の現地見学をご希望の方は、様式6「現地見学参加申込書」に必要事項を記入の上、令和6年11月29日（金）正午までに、上記3のメールアドレスまでお知らせください。申込の際のメール件名は、「【現地見学申込】大島空港格納庫内航空機整備事業者募集 ○○○○（申請予定団体名）」としてください。

4 応募書類の提出

以下の応募書類を、記載のとおり提出してください。

(1) 応募書類

	応 募 書 類	グループ構成 員ごとに提出	備 考
1	大島空港格納庫内航空機整備事業者応募書類申込書		様式1
2	グループ結成協定書又はこれに相当する書類 (グループ応募の場合に提出すること)		
3	誓約書	○	様式2
4	印鑑証明書	○	応募申込日前3か月 以内に発行のもの
5	法人の概要	○	様式3
6	法人の登記事項証明書	○	応募申込日前3か月 以内に発行のもの
7	定款、寄付行為又はこれに類するもの	○	
8	計算書類一式（附属明細書を含む）	○	直近3年間分
9	納税証明書 法人税、消費税及び地方消費税（納税証明書「その3」又は「その3の3」で提出）。本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税、法人事業税）	○	直近1年間分
10	他空港等における航空機整備事業の運営業務実績	○	様式4
11	事業計画書		様式5
12	航空整備士技能証明書の写し（本事業に従事する予定のすべての従業員について提出すること）		
13	法人税申告書の写し（勘定科目内訳明細書を含む）	○	直近3年間分
14	航空法第20条に基づく事業場認定を受けたことを証する書類（他空港等で事業場認定を受けている場合に提出すること）		

(2) 提出日時

令和 7 年 1 月 20 日（月）から同年 1 月 22 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時までの間

(3) 提出方法

応募書類は、下記まで持参又は郵送により提出してください。

東京都港湾局 離島港湾部 管理課 空港管理担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第二本庁舎 9 階

TEL 03(5320)5663

(4) 提出部数

応募書類は各 1 部ずつ提出してください。あわせて、応募書類一式のデータを保存した電子記録媒体（CD-R 又は DVD-R）1 枚を提出することとします。電子データでない文書については、PDF 化したものを電子記録媒体に保存して提出してください。

(5) その他

応募書類に不備、不足がある場合は、原則として申し込みを受付できません。

また、応募書類提出後は応募書類の変更及び追加はできません。ただし、疑義等があり、都が補正を求めた場合はこの限りではありません。

なお、必要に応じ応募書類に関してヒアリングを実施することがあります。

5 使用言語及び単位

応募に関する提出書類、調整等における言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用するものとします。

6 応募書類の取扱い

(1) 著作権

応募者（グループ応募を含む。以下同じ。）から提出された応募書類の著作権は、応募者に帰属するものとします。ただし、都は、事業者を選定された応募者の応募書類については、事業者の選定結果の公表及びその他都が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で利用できるものとします。

(2) 特許権等

応募に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

(3) 応募書類の取扱い

提出いただいた応募書類は、返却しませんので、御了承ください。

第6 選定方法

1 選定方法

東京都港湾局及び学識経験者等の外部委員で構成する「大島空港格納庫内航空機整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、審査を行い、事業者を選定します。

2 審査基準

下表の審査基準に従い、総合的に評価し、選定します。

審査項目		主な評価の視点	配点
事業主体	航空機整備事業の運営実績	・他空港等における航空機整備事業の経験を有し、且つ良好な運営実績を有しているか。	50
	事業基盤及び財務内容	・大島空港格納庫内航空機整備事業を安定的に運営していくために、十分な事業基盤を有しているか。 ・経営基盤が安定しているか。	
事業計画の内容	管理運営	運営方針	50
		コンプライアンス	
		収支計画	
		管理体制	
	安全管理	・事故等防止に向けた取組や事故等発生時の危機管理体制・対応方針は適切か。	50
	利用者サービス	・営業時間や航空機の整備及び航空機のけん引等に係る料金の設定は適正か。 ・利用者サービスの向上に資する取組があるか。 ・利用者の要望、苦情の把握及び事業への反映が適切か。	
	東京都事業への貢献	・大島空港及び地域の活性化に資するような取組の提案があるか。 ・調布飛行場自家用機の移転促進に資するような取組の提案があるか。	

3 事業者選定等の日程

提出された応募書類及び応募者のプレゼンテーションに基づき審査を行います。プレゼンテーションは、提出された様式5「事業計画書」の内容を選定委員に説明し、選定委員の質問に回答するという形式で行います。この際、事業計画書に記載していないことは説明できません。

また、団体等の名称を名乗ることもできません。審査結果は応募者全員に文書で通知します。

4 選定結果の公表

選定結果については次の事項を東京都港湾局のホームページ等で公表します。

(1) 提案内容の概要及び選定委員会の決定に基づく評価点（事業者に決定した法人等のほかは匿名とします。）

(2) 事業者決定した法人等の名称、提案内容及び選定理由

なお、提案内容については、応募時に提出された貸付料提案書及び事業計画書のうち事業収支計画等経営上の秘密に属する事項を除いたものを公表します。

(3) 選定経過

(4) 選定委員会の委員の氏名

5 使用許可申請書の提出

選定された団体については、空港内土地・建物・設備使用許可申請書（東京都営空港条例施行規則第4号様式（第4条関係））（別紙4参照）を提出していただきます。

第7 自主事業に関する留意事項

1 「自主事業」とは、本要項に基づき、事業者が実施する航空機整備事業及び航空機けん引業務以外のもので、事業者が料金を徴収するなどして、自主的に実施する事業を指します。

2 自主事業は、調布飛行場自家用機の分散移転又は大島空港及び地域の活性化に資する事業でなければなりません。

3 自主事業の実施に当たっては、あらかじめ都と協議するものとします。

4 事業計画書において提案された自主事業の可否については、都と協定を締結する際に改めて協議するものとします。

なお、提案した自主事業が認められることが応募の条件である場合は、必ずその旨を事業計画書に記載してください。

第8 その他

1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

(1) 応募書類に虚偽の記載があった場合又は応募者において本要領に掲げる内容に反する事項が判明した場合

(2) 選定委員会委員及び委員が属する企業、団体に対し、選定に関する情報を得る目的で接触又は接触を求めるなど、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合

(3) 応募者が著しく社会的信用を損なうような事実の発生等の理由により、事業予定者として相応しくないと認められた場合

2 決定の取り消し等

事業者決定した者が、次のいずれかに該当した場合は、決定を取り消し、事業協定及び使用許可（以下「事業協定等」という。）を行いません。

- (1) 正当な理由がなく、別途都が指定する期日までに事業協定等の締結に応じない場合
- (2) 事業者の資金事情の変化等により事業協定等の履行が確実でないと都が判断した場合
- (3) 選定委員会委員及び委員が属する企業、団体に対し、選定に関する情報を得る目的で接触又は接触を求めるなど、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合
- (4) 著しく社会的信用を損なう等により事業者として相応しくないと都が判断した場合
- (5) 前記第3に掲げる応募者の資格を失った場合

3 上記2により、事業者決定した者と事業協定等の締結に至らなかった場合、再募集を行わず、次順位以降の者と協議を実施し、事業者として決定する場合があります。

4 応募受付後に申請を取り下げる場合は、様式8「取下書」を提出して下さい。

5 事業の一部を第三者に委託する契約においては、暴力団関係者を排除するための特約を締結してください。

6 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。

【担 当】

東京都港湾局離島港湾部管理課 空港調整担当・空港管理担当

住所 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎9階北側

電話 03-5320-5663